



ありんに便り

2012 年

2 月 16 日発行

通巻第 6 号

由木かたくりの会の家族会「ありの会」会報



「ありの会」へのご意見・ご要望は、〒192-0355 八王子市堀之内 1236-8 社会福祉法人 由木かたくりの会気付「ありんこポスト」までに郵送するか、ポストに直接投函して下さい。Eメールで送る場合のアドレスは《 arinko_renraku@yahoo.co.jp 》へ。ホームページは《 http://space.geocities.jp/arinko_renraku 》です。

◎ 第 3 回定例会の報告

2012 年 1 月 14 日（土） 午後 1 時 30 分よりかたくりの家の 2 階 生活ルームにて第 3 回定例会が開催されました。28 名の会員が参加して、①会長挨拶、②かたくりの会 新理事長の挨拶、③フェスタかたかごの報告、④ぶらさの改修工事やかたくりの新事業などについて、⑤講演会「グループホームについて」（内容は別項の記事を参照して下さい）、⑥質疑・応答と進められました。今回、野口前理事長の退任の挨拶を頂く予定でしたがご都合で出席されませんでした。

フェスタかたかごの報告は「ありんこ便り 5 号」で行っていますので、本号では②、④の要旨を掲載します。



○ 新理事長のあいさつ



こんにちは、ありの会の会員の皆様には日頃より法人の様々な活動にご支援を頂きお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私自身、子どもがこちらでお世話になっていて皆様と同じ家族会の一員でもあります。この度、野口さんの後を引き継いで法人の運営を引き受ける事となりましたので、この機会をお借りして就任の挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

かたくりの会をここまで立派にしたのは野口さんのリーダーシップのたまものと思います。勿論それを支えていた職員の力もあったのですが、矢張り野口さんのリーダーシップは欠かすことが出来なかったものと思っています。

現在、理事長が交代したと言うだけではなく福祉の流れも大きく変わろうとしています。これまで自立支援法による様々な施策が行われて来ましたが、これには問題点が多いという事で批判や要望が寄せられていました。国の方も障害者に対する制度を変更し、新しい総合的なものへと福祉政策が変わります。それに合わせ、まさに今年度「かたくり」の全ての事業が法内化し、法律の体系の下に運営されます。今までの小規模作業所から（ぶらさが最後となりましたが）、全事業が法人の中の事業として取り込まれ、かたくりも今、大きく変わりつつあります。そういう時代のめぐり合わせと言いますか、そういうものの中にあるのです。

法人になる時には、私も皆さんも期待していた事があったと思います。法人化する事で利用者の未来も保障される、しっかり見て頂けるようになるんだと思っていました。現実を見ると法人化した事で建物も立派になりましたが、かつての作業所時代と比べると何か失ってしまったものもあるように思います。もっと職員の人達と家族の人達のコミュニケーションをとる必要があります。法人化する事で職員の人達に利用者をおまかせすれば済んでしまうと思いがちだったと思います。しかし、法人だけの力、職員だけの力では利用者の現状と未来を支え切れないのが実情です。かといって家族の皆さんの力だけでも利用者の未来を切り開けないのが現状です。

ここでもう一度、あらためて法人や職員や家族の皆さんと、どういう風に協力し合う事が利用者にとって重要なのかを考え直して見たいと思います。法人の運営の仕方も少しずつですが大きく変わって来ると思います。「ありの会」の皆様とこれまで以上に話し合いをしながら、進めて行く事が出来ればと思います。皆さんとしては、職員がいるのにあまり親が利用者の事に手を出すのはどういうものか、と迷われている部分もあるかも知れませんが、是非皆様の力を借りてますます法人の力を強くする事が利用者の未来を確かなものにするものだと思っていて、一緒に築いて行く事が出来ればと思っています。

簡単ですが、新しく理事長を引き継がせて頂いたご挨拶とさせていただきます。

○ かたくりの事業の報告

＊ ＊ ぶらさの改修工事やかたくりの新事業などについて、理事長より報告がありました ＊ ＊

ぶらさ・de・かたくり改修工事の報告をします。現在、解体工事を行っています。壁を抜いて、骨組みだけを残して建替えに近い大改修です。建物だけではなく、ぶらさは小規模作業所と言う段階を脱して法内化事業となって、法人としての活動の中に入る体制となります。



ぶらさのメンバーはかたくりの家に引っ越して、クッキーなどの生産をしています。

こちらへ通う事についてご不便をおかけしたかも知れませんが、3月末に竣工式を行って4月1日からは向こうに戻って作業を再開する段取りとなっています。新しい施設で、新しい体制でぶらさ・de・かたくりは来年度出発する事が着々と進んでおります。



2012/01/14 解体が始まる

← ← 2012/01/28 柱を残して内装は撤去されました

他の事業の報告も簡単にまとめさせていただきます。ケアホームについては前理事長より引き継いで、この近くに建設する話で進めております。都と市の補助金を使いながら来年度の事業と言う事になります。土地の形状の問題や、色々な規制をクリアするために市の建築課の指導を得ながら検討しています。さまざまな問題がありますが、都と市の補助金の枠を確保しながら来年度に着工できれば、皆様のお子さんについても少しは安心して頂けるのかなと思います。

それから、由木工房の生活介護の事業について一部変更を考えています。由木かたくりの会にとって大切なものの一つに農業生産という事があります。農業はかたくりの特徴になっているし、成り立ちからしても農業生産活動の中から利用者を見守って行くという事から出発した歴史があったと思います。由木工房の生活介護の事業で、新たに定員12名の枠で農作業をするグループを立ち上げる（これは野口さんの時から計画されていました）計画を推進して行きたいと思います。農作業は、すでに小笠原さんが中心となって野菜作りを進めています。これとは違うものを目指すべきだと言う事で園芸作物（菊、バラ、サギ草など）を中心にします。それぞれが特徴のある農作業を進めて行く事が出来ればと話を進めています。そちらの方へ移って頂く方については、すでに面接をさせて頂いていると聞いておりますが、2月には移行する皆様への説明会を開いて、しっかりした体制で3月からスタートさせたいと考えています。

次に送迎の問題です。現在、送迎バスは4台あって運行していますが、その八王子市の補助金が今年度で終了します（実は昨年度で終了する予定だったのが1年間延長されていたのです）。しかし、かたくりは今年度で法内化への移行が完了するので、この移行を支援すると言う意味での補助だったので打ち切りになります。市からの補助は444万円で、人件費とか車両の維持費を含んで出ていました。現在、送迎を利用する方は34名いますので、444万を34名で割ると、1カ月当たり1万1千円になります。実費負担となると現在の送迎費2千円からは大変な値上がりとなりますので、そのまま皆さんに負担して頂く事は考えておりません。補助金がなくなったので送迎を廃止するというのも暴論だと思います。実際になかなか通えない方もいますので、それを支援する事も法人の務めだと思います。でも、値上げになるなら「歩いて通わせる」「他の方法を考える」方もあると思いますので、アンケートを取り、家族会とも相談します。コースの取り方を検討して本当に4台必要なのかも見直して、

適切な負担できる範囲の費用で、そして送迎を必要とする利用者を最優先する事を原則にして解決に取り組んで行きます。ご意見等は、この場や、終わってからでも結構ですでお伝えいただければと思います。

◎ ポストの数ほどグループホームを！ ―― 矢代さん講演会の要旨

かたくりの会には評議員、第三者委員として関わり、野口さんには大変お世話になりました。グループホームの話は昨年はこちらでしていますので、今回は、(Ⅰ)ではプロジェクターの映像でホームでの生活の様子を紹介し、この後、(Ⅱ) 今日までグループホームの経緯を振り返り、次に(Ⅲ) 皆さんからの質問に答える形で話しを進めようと思います。

(Ⅰ) 夕食後、手分けして後片付け食器あらいなどするシーンでは「ふつう、家庭ではここまでしないが、こういうことで協調性など社会性が育つ。ホーム入所の利点と思われる」など随所にいいお話があったが、本紙ではスペースの都合で割愛します。

(Ⅱ) 障害者のグループホーム制度は、国としては厚生労働省ができてから今年で 26 年目です。1981 年の国際障害者年を契機に障害のある人が障害のない人と同様に平等の権利を有するという社会参加と平等の権利を掲げ、障害者運動が高まりました。その頃、先進的に入所施設から地域への移行を実践してきた北欧に厚生労働省や民間の福祉団体が視察をし、モデルとしてグループホームを取り入れてきました。



東京都は、その前から生活寮という名称で 4~5 人の障害者が普通の家で暮らす制度を発足させ、ニーズの高い方には重度生活寮という名称で手厚い補助金を出していました。これも八王子では高尾青年の家の中島さんたちが自己資金を投じ、先進的に道を切り開いてきたものです。この当時はニーズの高い方はグループホームには入れませんでした。一般就労しているような方が対象でした。しかし現在は地域移行がますます重要視され、グループホームに入る方が増えています。2011 年の統計では 68,000 人です。東京都は約 4,500 人、八王子市は 164 人です。7 年前の第 1 期障害福祉計画の時今までの 10 人から一気に 30 人に増やしたのが 6 年続きました。ところが、昨年 11 月に示された、2012 年 4 月からの第 3 期計画の素案では 20 人という案でしたので、これまでの 30 人に戻して欲しいという意見を市に提出しました。

(Ⅲ) 質問に対する回答

- 1 知的障害者同士で結婚したカップルの面倒をみるホームもあるようですが、どのようなシステムなのか。
→ 長崎市の南高愛隣会のパンフから
「愛ある人との生活をしたい」という希望を後押し、出会い、恋愛、結婚を進めていく結婚推進室「ぶ〜け」のスタート（平成 15 年）。会員制。3つの支援・サポートやスキルアップのためのスクール企画。
支援：その 1ー毎月の合コン（旅行、カラオケ、クリスマス会など）を主とした婚活の支援。
その 2ー夫婦・パートナー生活の応援。
その 3ー子育てのお手伝い。
- 2 将来、ケアホームで生活させたいと思っています。子供も親もどのようにしたらスムーズに親ばなれ、子ばなれができるでしょうか。今から心がけておくことがあったら教えてください。
→ まず移動支援（ガイドヘルプ）、短期入所（ショートステイ）の制度を利用して今から他人との生活を経験させましょう。ホームに入所させることが、千尋の谷底にでも突き落とすような、そんな悲壮な決意のいるような時代ではありません。短期入所とか試みたり慣れさせ、入れてみて駄目なら戻して、数年たってまた試みてもいっこうに構いません。そういうことが全然無く、急に親が倒れて入所しなければならなかったような場合はやはりかなり苦労します。そういう例を知っています。
- 3 福総合社法になるとケアホームのあり方がどう変わるのか。
→ 「障害者総合福祉法」における制度の変革については、今の自立支援法の込み入った内容よりもっとすっきりした分かりやすいものになります（省略）。
グループホームとの関連では日中一時支援は全国どこでも使えるようにするため、個別給付となります。シ

ショートステイは医療的ケアを必要とする人も利用できるよう条件整備がされます。

グループホーム、ケアホームの制度は、グループホームに一本化し、定員規模は家庭的な環境として4～5人を上限規模とすることを原則とし、提供する支援は、住まいと基本的な日常生活上の支援です。ただ民主党政権がこのところガタガタしてしまっていて、もしかして、この法も後退してしまわないか心配です。しっかり見張ってなければならないと思います。

4 親も老いるので、早めにホームに入所させたいと思うが、なかなか決心がつかない。ホームの入所は若いうちほど早く適応してよいのか、それともかなりの年配になってからでも差がないのか。子供の個性によって異なり一概には言えないかもしれないが。

→ 一般的に若いほうが適応力があると思います。18歳以上、できれば20歳で障害者年金（6.6万か8.2万）、都の障害者福祉手当（1.5万：愛の手帳1, 2, 3度のみ、4度はなし）がついたときにグループホームにおもいきって入れることを進めます。もちろん本人や親が事前に見学し、本人には小さい時から大きくなったら自分で生活するんだと話しましょう。1年でできれば3年いれて家に帰るか、ホームに残るか本人に選択させましょう。親が元気なうちは週末帰宅し、家庭での居場所を確保しましょう。

5 ホームを運営していく上で困ったこと、悩んだことはないか？知的障害者を持つ親とは逆にホームを運営する立場からみた障害者やその家族のあり方に見えてくるものは？

→ 20才すぎると親から離れて生活しようという気持ちが芽生えてくるのはみな同じです。つかず離れずという距離をとるのは難しいですね。お母さんの場合（特に娘さんの場合）、母子一体化してこどもが親の心の杖になってしまっている。逆に息子さんの場合、育てづらさとホームに預けっぱなしになることもある、両極端です。お父さんの場合、お母さんがなくなると娘さんを育てるのが難しい。日頃からのコミュニケーションがどちらにしても大事だと思います。お母さんだけでなく両親で育てるという生活です。

6 男女別にしたホームと混合したホームとどっちにしたらいいか迷う。「ありんこ便り」で、女性だけのホームだから安心、それも同年代だと争いも起こりやすいので、各年代のバランスのとれた構成なので落ち着いていいという記事があったが、やはり男女別がいいのか。

→ 絶対にどちらと言うことはないと思います。混合の場合性的な関係になり妊娠ということになると困るのが親や関係者の一番心配することだと思いますが、それは性教育などで解決できますし、部屋の位置などの配慮などにもよります。入居する人の性格なども関係してくるのでケースバイケースで判断しましょう。

7 グループホームを作った場合、そこにショートステイを併設できますか？

→ 部屋を余分に設けてショートステイ事業を申請すれば出来ます。しかし、宿直などの勤務体制の整備とそれに見合う賃金で、持ち出しとなる事が多く運営は難しい。ショートステイで申請すると、かたくりの利用者だけでなく一般の方々も利用できるようにしなければなりません。

（ 文責 小川原 健太 ）

○ 理事長より一言

ありがとうございます。かたくりがケアホームに取り組んで行く際の貴重なご示唆を頂きました。かたくりは今まで事業をどんどん拡大して行く方向で進んで来ました。またその上にグループホームと言う新しい事業に挑戦して行こうと思いますが、今、思う事は「事業拡大より中味をいかに充実させるのか」が、私に課せられた課題だと受け止めています。職員の人達、利用者の人達が朝からずっと色々な作業に追われている。何のために法人にしたのだろう。職員の人達も作業に目を奪われていて、日頃の利用者の支援、福祉と言う方に手が届かない。もっとやりなさいと言ってもなかなか難しい面があります。これからは事業拡大もしなければならぬし、パンやクッキーやレストランを愛してくれる地域の人達も増えていますので、そういう人達に応えて行く事もしなければならぬが、子供達がそれだけに追われて行くのは筋が違います。そういう事に対応出来る職員の人達の研修や、グループホームはこれまでの通所とは異なる支援の仕方をしなければならぬので、職員の人達とも一緒に勉強して進めて行きたい。皆さんとも色々見学したりして、百聞は一見にしかずですから見識を広めたいと思います。私達も「けやきの杜」へ見学に言って来ました。とても先進的な取り組みをしている所です。それを見ていると色々な事も心配し過ぎなのだなと、不安が解消する所もあると思います。こういう事を積み重ねながら、これからかたくりが作って行くグループホームも良い形で実現出来ればと思います。皆さんのご協力をお願いします。けやきの杜は利用者同士の結婚をどんどん進めています。トラブルは全然ないと言う事です。場所が変われば法人のやり方も皆違うのだなと思いました。そういう事で結婚を進めて行くかどうかは別として、他の法人の事も勉強して色々な取り組みが出来ればと思います。どうもありがとうございました。

◎ かたくりの会 各事業部から

生活介護事業部

公園清掃・うこっけいのお世話・配達・販売・石鹸作り行っています。皆さん元気にそれぞれの作業に励んでいます。レクリエーションでは12月にクリスマス会・忘年会を行いました。

12月22日のクリスマス会ではハンバーグ・サラダを皆で一緒に作りました。日頃は見られない楽しそうな表情がとても印象的でした。

12月29日の忘年会では一年の労をねぎらい「キッチン なかやま」でコース料理をたべました。素敵な雰囲気の中、美味しい料理を堪能しゆっくりとした時間を過ごしました。

1月12日・19日に拝島大師へ初詣にいきました。皆さんお賽銭をいれ神妙なおももちでお願い事をしていました。

これからも寒い日が続きますので、体調管理・安全に十分配慮していきます。

由木工房

◎ 就労移行支援（現在5名）：12月に多摩市役所の庁内実習に1名の方が参加しました。今後、この経験を踏まえて次のステップに進んでいければと思います。また、1月から近隣地域の方のうこっけい小屋の清掃と餌やりを週4日請け負うこととなり、慣れないながらもみなさん奮闘しています。

◎ 就労継続支援B型（現在、農園芸3名・食品加工4名・喫茶10名）：12月29日の最終日に大掃除のあと、みんなで近隣の牛庵に忘年会として、昼食に行きました。職員の手違いでしゃぶしゃぶは食べられませんでした。みんなで会話を楽しみながらお食事ができました。また、1月13日には高幡不動尊にお参りに行きました。みんなでおみくじをひいたのですがなんと凶が出た方が多く、みんな前向きに考えることで、木に結びつけて帰りました。日々の活動では、農園芸は、閑散期となり寒いなか、特別支援学校の実習生等と交え、次の収穫に向けての準備にとりかかっています。食品加工は、特別支援学校の実習生や近隣中学校の生徒さんの職場体験があり、メンバーのみなさんは先輩として、親切に教えながら活動しています。喫茶は、多くのお客様の来店にも慌てず、丁寧な接客を心がけて頑張っています。

売上

喫茶	11月（25日営業 来客1,374名）	***,033円
	12月（24日営業 来客1,243名）	***,861円
農園芸	11月	***,890円
	12月	**,910円
食品加工	11月	***,180円
	12月	***,980円

就労支援事業B型

（ベーカリー・レストラン事業部）

久しぶりの雪が降り、雪かきなど大変でしたが利用者・職員一同、毎日笑顔で仕事に取り組んでいます。

1月20日（金）と1月27日（金）に初めて2回に分けての1日レクリエーションを行う予定でしたが、大雪の為、急遽食事レクに変更となってしまいました。みんなで外に出かけるレクリエーションは、大好きで楽しい時間をすごすことができ良い1日となりました。来年度に向け、1日みんなでお出かけするレクを増やしたいと思っています。

2月13日（月）には健康診断のため八王子保健所に行き、検査を受けてまいります。ベーカリー部門では1月より、新メニューとして「チーズごぼうおやき」を販売開始しております。近日中には春に向けた新商品を発売予定です。これからも、利用者、職員一緒になってより一層おいしいパンを心をこめて作っていきたいと思います。

近くにお越しの際は「ベーカリーもりの窯」に是非お立ち寄りください。

ぷらさ

*12月は、クリスマスケーキの製造で忙しい日々を過ごしました。

今年もたくさんの注文を頂き、皆さん張り切って製造しました。たくさんの方に喜んでいただけて、ぷらさ一同感謝しています。ありがとうございました。

*クリスマスケーキが終了したら、さっそく引っ越しです。連休も返上して引っ越しの片付け、荷物運びとみんなで力を合わせて行いました。26日にはすべてログハウスに運び引っ越し完了です。ログハウスでも、届いた荷物を皆で仕分けして行きました。1月からここで仕事をするんだと、期待と不安を抱きながら片づけも無事完了しました。

*1月6日に、高幡不動に初詣にいき、皆さんそれぞれに今年1年のお願い・お祈りをしました。おみくじをひかれた方もいたり、屋台を楽しみにしていた方もいたり、楽しみました。

*1月の作業は、今までと違った時間割で行うので慣れるまでは、大変かと思います。作業場所も違いますし、物の置き場所も違いますし、昼食時間も変わり、作業手順も変更しています。まだまだ慣れていない点もありますが、皆さん元気に通所して作業に取り組んでいます。納品もほぼ以前どおり行えるようになってきました。この調子で3月まで乗り切っていきたいと思います。

*収支報告

	12月
収入	¥***,028
支出	¥***,724

○ 由木工房での生活介護事業開始について

近年、由木かたくりの会がある八王子市周辺では、特別支援学校の卒業生の数が多いのに施設に空きがないという状況があり、卒業生の卒後の行き先に四苦八苦していると、特別支援学校の進路担当の先生方より伺うことがあります。

また、現在のかたくりの家の生活介護事業は定員19名のところ22名のメンバーがおり、ワークルームも手狭な状況で少人数での活動が向いている方にもご不便をおかけしている状況があります。

このような状況を踏まえ、法人としても地域のなかでなにか役割を担うことができないかと考え、平成24年3月より由木工房に生活介護事業を定員12名で立ち上げることにしました。活動場所はログハウスを予定しておりますが、現在、ぷらさ.de.かたくりの改修工事のため、ぷらさのメンバーの皆様が使用していることもあり、実質的な活動は4月からとなります。

活動内容は、今までかたくりの家の生活介護事業で使用していた畑を借用し、花等の園芸作業を中心に、個別支援計画に沿った外出活動やレクリエーション、絵画・工作等の創作活動や体操、調理実習などの生産活動・目的別活動・余暇的活動を地域の方やボランティアのお力を借りながら基本活動プログラムに基づき、行なっていきたいと思います。

まだ、事業開始当初は、保護者の皆様方にもご不安・ご心配をおかけするかと思います。ご理解・ご協力いただき、また、忌憚なきご意見をいただければと思います。

メンバー・保護者・職員みんなで新たな事業を構築していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



文責：由木工房 菅原隆成

○ お知らせ — 第三者委員は熊沢正之氏が辞任、津田美和子氏が病気の為辞任し、下記の3氏となります。

柿下 良充（継続、社会福祉法人「落の会」理事）

白井 幸久（新任、かたくり評議員、大学教授）

原 篤見（新任、かたくり評議員、民生委員）

- お知らせ — 法人の「由木かたくりの会」のホームページが昨年末から新しくなっております。
URLは <http://yugi-katakuri.or.jp/wp/> です。

◎ ポスト自立支援法について（３）

この連載も３回目となりますが、いよいよ通常国会が開催され障害者総合福祉法も山場を迎える事となります。しかし、昨年末より「社会保障と税の一体改革」の論議も具体的になり、消費税の増税が今国会の最大の争点になると思います。政府は「社会保障・税一体改革素案（案）」を決定しました。

（全文は http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/seihu_yotou/soan.pdf で見る事が出来ます）
この素案は 50 ページに及ぶものですが、障害者施策に関してはわずかに数行書かれているだけです。

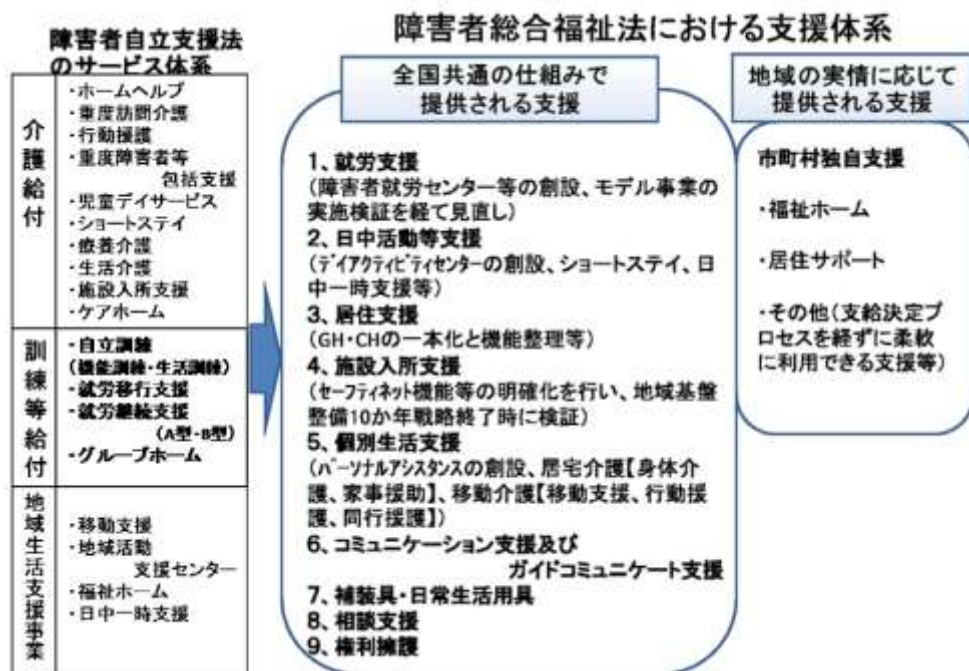
８．障害者施策

- 障害者が地域社会で安心して暮らすための総合的な障害者施策の充実については、制度の谷間のない支援、障害者の地域移行・地域生活の支援等について検討し、平成 24 年通常国会に法案を提出する。また、障害基礎年金への加算（再掲）に加え、障害者の就労を支援し、障害者の所得保障や社会参加の充実を図る。

上記にその部分を抜粋しますが、これでは今までの経過からして国会に提出されるのは総合福祉法である事のように思われますが、民主党は議員間懇談を行って提出法案の非公式調整を行い、民主党障がい者WT（ワーキングチーム）で総合福祉法案を「自立支援法改正法」とする了解の取り付けをめざしているようです。民主党・厚生労働部門会議（座長＝長妻昭衆院議員）では「３月中旬までに法案の取りまとめを目指す」と指示が出ているとの話もあり、今後ともより一層強く注視して行かなければなりません。

さて、障害者総合福祉法は骨格提言が出されているだけで実際の法案はまだ開示されていません（法案の起草作業は行われているのでしょうか？）が、「提言」から見えてくる自立支援法との大きな違いの代表的な３点の要点について紹介します。

- ① 支給の決定を調査・認定・区分適用（本人不在）から評価・協議・調整（本人参加）へ
現在は 106 項目の障害程度区分の調査と認定審査会で本人の意向や判定への同意の確認の無いままに区分が決定され、それによって利用できるサービスが制約されています。新法では本人・家族の意向を尊重し、評価・決定への参加や全国共通のガイドラインで要望と必要に応じた支援サービスが協議の上で受けられます。
- ② 利用者負担の考え方
自立支援法では「応益負担」として課税世帯への定率の負担が課せられ、「特別対策」「緊急措置」「緊急措置見直し」と軽減されてはいますが、「益に応じて負担する」という考え方に基本的な変化はありません。新法では「他の者との平等の観点から、食材費や光熱水費など誰もが支払う費用は負担をすべきであるが、障害に伴う必要な支援は、原則無償とすべきである。」を原則とし、障害にともなう支援は利益ではなく平等に生活するための権利だと言う事を明確に謳っています。
- ③ 介護保険との統合を前提としない体系に
自立支援法でのサービス体系は介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業と分かれており、国と地方自治体、介護と訓練とその仕組みが複雑でした。新法では必要な支援サービスは政府の責任で全国共通の仕組みとして提供され、シンプルな仕組みとなっています。



現在の通常国会では「社会福祉と税の一体改革」の大きな論議の中に埋もれてしまい、「障害者総合福祉法素案」（骨格提言）がどのようになるかは予断を許しません。しかし、平成25年8月の自立支援法の廃止の為に、今国会で新たな「福祉法」を決めなければならず、それが政府の約束です。今後も新しい法・制度が明確になり次第、紹介して行きたいと思います。

◎ お知らせ・連絡事項

- **成人のお祝い** 下記の3人の利用者の皆さんが今年度に成人を迎えましたので、規約に則りお祝いをお送りしました。おめでとうございます。

GUさん、UKさん（生活介護）
NDさん（由木工房B型）

○ 提案を募集します

間もなく3.11の東日本大震災から1年を迎えます。理事長より、ボランティア活動として「かたくりの会」で何か出来ないか、良いアイデアがあれば提案して下さいとの呼び掛けがありました。メールやありんこポストまでに意見、提案をお寄せ下さい。

○ 野口前理事長の「ご苦労さん会（仮）」を法人と共同で計画しています

かたくりの会の設立から、法人化と今日まで、私達の先頭に立って邁進されて来た前理事長の退任にあたり「ご苦労さん会（仮）」を開催したいと思います。日時、場所、内容等で提案・要望をお寄せ下さい。

○ A I U保険（心身障害者総合補償制度）の団体加入について

ありの会では上記の保険の団体加入を扱っております。別紙にて説明会のお知らせを同封しております。

・先日、定例会のお知らせと共に新しい連絡網を配布いたしました。今後はこの2012年1月版をお使い下さい。

・講演会の資料が少し残っています。ご希望の方は「ありんこポスト」に連絡下さい。

・八王子市で政令指定都市を除く市町村では全国で初めてとなる「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」が昨年12月15日に制定されました。この条例は下記のURLで公開されています。

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/dbps_data/_material/_localhost/soshiki/hoseika/joreian/H23_4/H23-4-005.pdf

今後取材などで、この条例が私達にとってどのようなものなのかが分かりましたら、お知らせ致します。